

令和3年度 定期監査報告 (第4号)

1. 監査の対象 市民福祉部〔こども子育て課、社会福祉課、法人監査室、保健課〕
2. 監査の期間 自 令和3年10月11日
至 令和3年11月5日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中本 明
根室市監査委員 五十嵐 寛
5. 監査の範囲

前記各部課に係る令和2年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

(1) 前回監査の指摘事項の処理状況について

(2) 予算執行の全般的な体制の適否について

(3) 収入事務について

- ① 過誤納金の処理の適否
- ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
- ③ 調定漏れの有無
- ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
- ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
- ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
- ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
- ⑧ 現金引継ぎの適否

(4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否

- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 市民福祉部

● こども子育て課

○ こども子育て担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 根室市保育対策総合支援事業費補助金（保育補助者雇上強化事業、保育環境改善等事業）において、補助対象経費及び補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、根室市保育対策総合支援事業費補助金交付要綱第3条に基づき切捨てとなるが、実績報告に対する補助金の確定額は切捨てされておらず過払いとなっているものが2件あるので、確認のうえ是正されたい。
- (2) 会計年度任用職員報酬の支出について、
 - ① 時間外勤務手当の時間数に誤りがあり、過支給となっているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。
 - ② 時間外勤務手当の支給割合に誤りがあるものが複数あるので、根室市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第20条を確認のうえ適正な措置を講じられたい。
 - ③ 時間外勤務に係る1時間当たりの報酬の端数処理誤りにより、不足支給となっているので、根室市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第23条を確認のうえ、適正な措置を講じられたい。
 - ④ 出勤簿には令和3年1月25日、27日、29日に30分の時間外勤務の記載があるが、支出命令書に添付の使役内訳票ではその記載が無いため、時間外勤務分の計算がされず、不足支給となっているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。
 - ⑤ 会計年度任用職員任用伺及び勤務確認簿には令和3年1月4日の勤務の記載があるが、支出命令書に添付の使役内訳票ではその記載が無いため計算されず、不足支給となっているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。
 - ⑥ 出勤簿には年休と記載されているが、支出命令書に添付の使役内訳票では欠勤となっているため、一日分の報酬が計算されず、不足支給となっているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。
- (3) 賄材料費の支出において、令和2年度予算で支出されているが、請求書の内訳に令和2年3月納品分と4月納品分の記載があり、検収も納品の都度行われているため、3月納品分は令和元年度予算で支出すべき費用であり、支出年度が不適切であるので、確認のうえ適正に事務処理されたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 臨時特別給付金システム構築業務委託契約において、
 - ① 見積合実施に伴う指名業者への通知が、見積合執行日の前日に行われているものがあるので、契約規則第25条に基づき適切な見積期間を設けるよう、適正に事務処理されたい。

- ② 契約書第7条に基づく検査の結果通知がされていないので、適正に事務処理されたい。
- (2) ひとり親臨時給付金システム構築業務委託契約において、契約書第7条に基づく検査の結果通知がされていないので、適正に事務処理されたい。
- (3) 子ども・子育て支援法関係例規整備支援業務委託契約において、契約書第10条に基づく管理技術者の通知がないので、確認のうえ業者に対し指導されたい。
- (4) 市立まつもと保育所貯水槽清掃業務委託契約、市立常設保育所消防設備点検業務委託、及び市立厚床保育所消防設備点検業務委託契約において、契約書第11条第3項の条文中、第11条の規定を準用するとあるが、第10条が正しく、誤った条文により契約締結をしているので、契約書の作成にあたっては、確認の徹底を図られたい。
- (5) 保育所用備品（調理場）購入に係る契約において、予定価格の積算根拠となる設計図書の作成にあたり、品目毎の単価が明示されず、一式での金額が記載されており、積算根拠が明確ではないので、適正に事務処理されたい。
- (6) 市立へき地保育所給食用副食配送業務委託契約において、1者から見積書を徴する随意契約であるが、委託料が確定していない執行伺の段階で、契約書（案）に契約金額が記載されているので、適正に事務処理されたい。

● **社会福祉課**

○ **社会援護担当**

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 生活保護費道費負担金の調定において、
- ① 交付決定を受け、債権が確定しているにもかかわらず歳入調定がされていない。
 - ② 変更申請により、最終的に交付額は0円となったが、当初の交付決定時と同様に減額の歳入調定はされるべきであり、会計規則第18条に基づき適正な事務処理をされるよう是正されたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 介護タクシー利用料の支出において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条に基づき、債権者から適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払わなければならないが、30日を超えた支払日となっており、不適切な事務処理となっているので、法令を確認のうえ適切な措置を講じられたい。

○ 福祉担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 知的及び身体障害者福祉費負担金の滞納繰越分においては、滞納者の現状把握や適正な措置について、過去（平成 29 年度及び令和元年度）の定期監査で対応の検討を求め、措置状況報告において早期の対応着手と滞納額の減少に努めるとのことであったが、現時点で対応がされていないので、措置状況報告において記載されている対応策を実施され、現状把握及び滞納額の減少に努められたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 施設等収容心身障害者保護者援護費の支給において、本来支給対象となる本人分の帰省にかかる交通費が、算定漏れにより 9,810 円支給されていないので、内容精査のうえ適切に事務処理されたい。
- (2) 補装具費の支給事務において、受給者に送付した補装具費支給券の支給決定日と決裁書類の支給決定日が相違しているものが散見されるので、書類送付の際には支給決定日等の記載内容について十分確認のうえ事務処理されるよう是正されたい。
- (3) 日常生活用具費の支給において、日常生活用具費支給券の支給対象者の生年月日が誤ったまま、支給券の発行がされているものがある。

3. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 根室市児童デイサービスセンター管理業務委託契約において、管理業務協定書第 4 条第 1 項に基づく前月の管理業務に関する実績報告書については、翌月 10 日までに提出することとなっているが、提出期限を過ぎてから提出されているものがあるので、契約書通り履行されるよう指定管理者に指導されたい。
- (2) 根室市地域活動支援センター業務委託契約に係る設計図書において、
- ① パート 2 名分の賃金積算における勤務予定日数は 245 日となっているが、通勤手当の支給予定日数は 250 日となっており、勤務予定日数との整合性がとれていない。
 - ② 健康保険料及び厚生年金保険料の積算金額が、月数に単価を乗じても設計図書に記載された金額とならないので、設計図書の作成にあたっては、積算内容を十分に確認し作成されたい。

● 法人監査室

- ・特記事項なし

● 保健課

○ 国保・年金担当

・特記事項なし

○ 保険税担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 会計年度任用職員の時間外・休日勤務命令簿において、時間外勤務時間が計算誤りにより1時間多くなっており、時間外・休日勤務手当算出連絡票も同様に作成されていることから過支給となっているので、確認のうえ適正な事務を講じられたい。

○ 健康推進担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 歯舞診療所及び歯舞・厚床歯科診療所の消防設備等点検業務委託において、執行伺に添付されている契約書案の別添委託料支払調書に確定していない委託料金額が記載されており、不適切な事務処理となっている。
- (2) 歯舞診療所及び歯舞・厚床歯科診療所駐車場の除雪機械の借上げにおいて、見積合わせの起案時に添付されている運転日報に契約前にも関わらず、見積人の氏名等が記載されており、不適切な事務処理となっている。